

第3章 屋外タンク貯蔵所の基準

第1 定義（危政令第2条第2号）

- 1 屋外タンク貯蔵所とは、屋外にあるタンク（危政令第2条第4号から第6号までに掲げるものを除く。）において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。
- 2 指定数量未満の屋外タンク群（各タンクとも少量危険物で相互に1 m以上の間隔あり）がある場合においては、容量を合算して指定数量以上になる場合においても、火災予防条例に定める、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに該当する。（昭和41年6月3日 自消丙予発第73号、令和2年3月17日 消防危第71号）

3 屋外タンク貯蔵所形状の例

角型タンク（平底、角錐底）		
横置円筒型タンク（平鏡、皿鏡、半楕円鏡、半球形鏡）		
縦置円筒型タンク	固定屋根式タンク （支柱型、トラス型）	円錐屋根タンク 球面屋根タンク
	浮き屋根式タンク	ボンツーン型 センターボンツーン型 ダブルデッキ型
	浮き蓋付固定屋根式タンク	ボンツーン型 ダブルデッキ型 チューブ状浮き 箱型浮き パン型 バルクヘッド型
球形タンク（一重殻、二重殻）		
特殊タンク（スヘロイド型、セミスヘロイド型、マルチヘアー、マルチシリンダー、ウルトラドーム等）		
岩盤タンク		
地中タンク		
海上タンク		

- 4 屋外タンクの容量、高さなどについては、「超高層屋外貯蔵タンクの高さについて」（昭和39年10月1日 自消丙予発第109号）を参考に指導すること。

第2 品名、数量及び指定数量の倍数の算定

- 1 屋外タンク貯蔵所の貯蔵最大数量は危政令第5条第2項に規定するタンクの容量をいうものであること。
- 2 タンクの内容積は、「タンクの内容積の計算方法について」（平成13年3月30日 消防危第42号）により求めること。
- 3 浮き屋根式の空間容積については、「浮き屋根式タンクの容量について」（昭和53年9月11日 消防危第120号）を参考に求めること。

第3 屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準（危政令第11条）

1 保安距離（危政令第11条第1項第1号）

保安距離は、屋外貯蔵タンクの側板（保温材等で覆われている場合は、その外側）から測定することとするほか、製造所の基準 第5 1(1)から(5)まで及び(7)、(9)、(10)の例によること。（昭和37年4月6日 自消丙予発第44号）

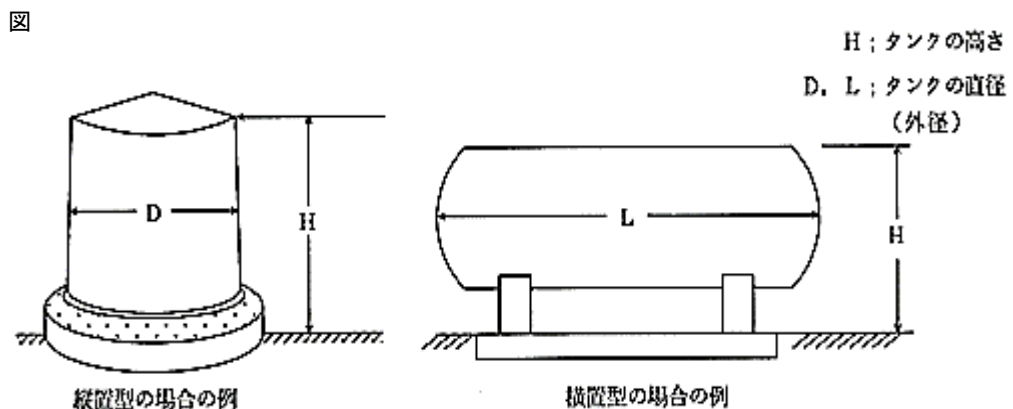
保安距離の検討については、「保安距離の起算点について」（昭和37年4月6日 自消丙予発第44号）、「屋外タンク貯蔵所の保安距離について」（昭和56年12月15日 消防危第170号）を参考にすること。

高圧電線への対応については、「既設屋外タンク貯蔵所の保安距離について」（昭和53年4月13日 消防危第48号）を参考にすること。

2 敷地内距離（危政令第11条第1項第1号の2、危規則第19条の2、危告示第4条の2の2）

(1) 敷地内距離の算定に係る各部の寸法は、次図によること。

また、敷地内距離は、屋外貯蔵タンクの側板（保温材等で覆われている場合は、その外側）から測定すること。



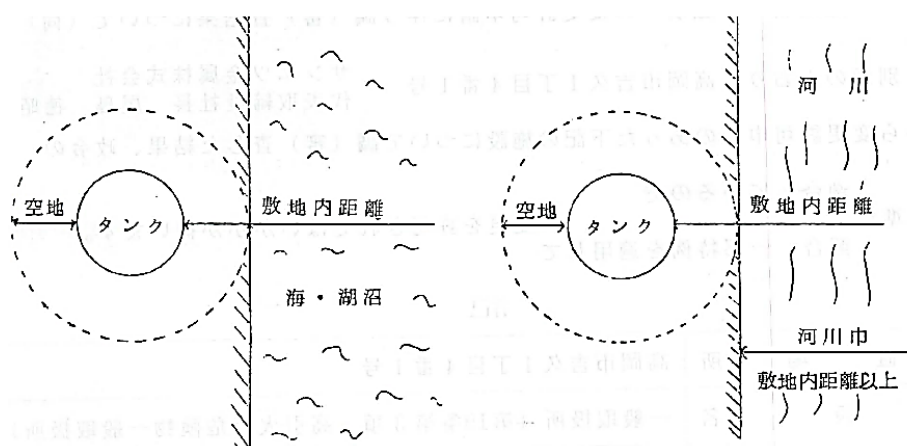
(2) 危政令第11条第1項第1号の2ただし書の適用については、予防課と協議のうえ、次によることができる。

ア 「防火上有効な塀」は、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とすることができる。

イ 「地形上火災が生じた場合においても延焼のおそれが少ないこと」とは、屋外タンク貯蔵所の存する事業所の敷地に隣接して次のいずれかのものが存在する場合であること。（昭和51年7月8日 消防危第22号）（昭和52年3月17日 消防危第39号）（昭和53年4月13日 消防危第48号）

（ア）海、湖、沼、河川又は水路

（イ）工業専用地域内の空地又は工業専用地域となることが確実である埋立中の土地



ウ 危規則第19条の2第3号の「防火上有効な水幕設備」は、「屋外タンク貯蔵所に係る防火へい及び水幕設備の設置に関する運用基準」（昭和55年7月1日 消防危80号）によること。

エ 「地形上火災が生じた場合においても延焼のおそれが少ないこと（危規則第19条の2第2号）」及び「敷地境界線の外縁に、告示（危告示第4条の2の2第2号）で定める施設が存在すること（危規則第19条の2第4号）」に該当するときは、特に措置を講じることなく、市長が定めた距離とすることができること。（昭和51年7月8日 消防危第22号）

オ 緑地（都市計画法第11条第1項第2号のものをいう。）、公園、道路（危告示第4条の2の2第3号に規定する道路以外のものをいう。）等が事業所に隣接する場合は防火上有効な塀、水幕設備等を設置しなければ距離を減少できないものとする。こと。（昭和51年7月8日 消防危第22号）

カ 特定屋外タンク貯蔵所の水幕設備については、「敷地内距離の特例に係る外縁道路等の水幕設備の設置について」（昭和52年10月20日 消防危第155号）によること。

3 保有空地（危政令第11条第1項第2号、危規則第15条）

製造所の基準第5 2(1)、(2)、(4)前段及び(7)から(10)までの例によるほか、次によること。

- (1) 保有空地は、屋外貯蔵タンクの側板（保温材等で覆われている場合は、その外側）から測定すること。
- (2) 屋外タンク貯蔵所の防油堤は、保有空地（当該屋外タンク貯蔵所に係るものに限る。）内に設けることができること。（昭和37年4月6日 自消丙予発第44号）
- (3) 危政令第11条第1項第2号ただし書の規定により空地の幅を減ずる場合にあっては、その相互間にそれぞれが保有すべき空地のうち大なる幅以上の空地を保有すること。
- (4) 昭和51年3月の改正危規則（昭和51年3月31日 自治省令第7号）又は同年6月の改正危政令及び改正危規則（昭和51年6月15日 政令第153号及び自治省令第18号）の施行の際（同年4月1日又は6月16日）に、現に法第11条第1項の規定による許可を受けていた屋外タンク貯蔵所について、廃止後、当該屋外貯蔵タンクの位置に新たに屋外貯蔵タンクを設ける際に保有空地が現行基準に適合しない場合の取扱いについては、「既設の屋外貯蔵タンクの設置位置に新たに屋外貯蔵タンクを設置する場合の取扱いについて」（昭和51年10月30日 消防危第77号）によることができる。
また、上記改正によってタンク相互間に必要空地を確保できなくなった場合は「冷却散水設備による空地の緩和について」（昭和51年12月14日 消防危第115号）により冷却散水設備を設置すること。（参考質疑：昭和53年12月12日 消防危第169号）
- (5) 危規則第15条に定める保有空地の特例の規定（タンク間距離）は、隣接するタンク相互間の空地の緩和についてのみ適用されるものであり、タンク周囲全部の空地の緩和についても適用されるものではない。（昭和39年5月18日 自消丙予発第41号）
- (6) 保有空地は、隣接の敷地が同業種の企業で、それぞれの会社で設置する屋外貯蔵タンクがすべて第4類の石油類を貯蔵する場合でも、それぞれ自社の敷地内に確保すること。（昭和39年5月18日 自消丙予発第41号）
- (7) 屋外タンク貯蔵所の保有空地内をバレーコート、テニスコート（バックネット、コートネットは、使用後はその都度取り外すもの）に使用することは、認められない。（昭和51年7月12日 消防危第23-11号）
- (8) 屋外貯蔵タンクの保有空地内に移動貯蔵タンクに充填するための施設（一般取扱所）などは、水幕装置等を設けたとしても危政令第23条を適用し設置すべきではない。（昭和40年10月22日 自消丙予発第167号質疑、昭和44年7月17日 消防予第194号）
- (9) 一般高圧ガス保安規則に規定する防液堤の設置については、危政令第23条を適用し、既設屋外タンク貯蔵所の保有空地に設置することはできない。（昭和52年6月13日 消防危第98号）

4 標識及び揭示板

(危政令第11条第1項第3号、第10号、第10号の2、危規則第17条第1項、第18条第1項、第2号)

- (1) 標識及び揭示板は、タンクごとに設けること。また、防油堤があるタンクにあっては、防油堤外、かつ、防油堤の外部から見やすい箇所に設けること。
- (2) 屋外タンク貯蔵所において、貯蔵し又は取り扱う危険物の数量及び品名又は名称をそれぞれの屋外貯蔵タンクに記載した場合は、タンク群ごとに一括して設けることができる。なお、標識及び揭示板をタンクに直接表示することは認められない。(昭和36年5月10日 自消甲予発第25号、昭和37年4月6日 自消丙予発第44号)

5 タンクの材質、板厚等(危政令第11条第1項第4号、危規則第20条の5)

- (1) 屋外貯蔵タンクの側板は、容量に応じ、おおむね下表に掲げる数値以上とすること。ただし、特定屋外タンク貯蔵所については、危告示第4条の21の計算方法によること。

容量 \ 段数	1	2	3	4	5	6	7
50,000L	3.2mm	3.2mm	4.5mm				
100,000L	4.5mm	4.5mm	4.5mm	4.5mm			
200,000L	4.5mm	4.5mm	4.5mm	4.5mm	4.5mm		
300,000L	4.5mm	4.5mm	4.5mm	4.5mm	4.5mm	4.5mm	
500,000L	4.5mm	4.5mm	4.5mm	4.5mm	4.5mm	4.5mm	4.5mm

- (2) 「鋼板」とは、原則としてJIS G 3101「一般構造用圧延鋼材 SS400」をいうものであること。ただし、厚さ3.2mm以上の鋼板と同等以上の強度を有する金属板は用いることができる。(第4類の危険物を貯蔵するタンクにアルミニウムを用いる場合は耐蝕アルミニウム板とすること。)

なお、厚さ3.2mm以上の強度を有する金属板とは、おおむね次の計算式により算出された数値以上の板厚を有する金属板をいうこと。

$$t = 3.2 \times \sqrt{400/\sigma} \quad t \cdots \text{金属板の厚さ (mm)} \\ \sigma \cdots \text{金属板の引張強さ (N/mm}^2\text{)}$$

- (3) 「圧力タンク」とは、最大常用圧力が正圧又は負圧で4.9kPa(水柱500mm)を超えるものをいうものであること(以下同じ。)(昭和52年3月30日 消防危第56号)
- (4) 負圧のタンクの水压試験は、当該タンクの負圧の絶対値に相対する圧力の1.5倍の水压を加えて行うこと。(平成9年10月22日 消防危第104号)

- (5) 同一の屋外貯蔵タンクに2品名以上を貯蔵するときは、次によること。（昭和37年12月27日 自消丙予発第138号）
- ア 中仕切りの状態は完全区画とする。
 - イ 通気管、送受配管、計量装置及び著しく消火困難な製造所等となる場合の固定式消火設備は、各室ごとに設置する。
 - ウ 間仕切りの方法は、垂直区画のみとし、厚さ3.2mm以上の鋼板で完全に区画すること。
 - エ 圧力タンクにあっては、間仕切りを設けることはできない。
- (6) 気密に造るとは、上ぶたを耐油性パッキン及びボルト締め等でタンク本体と緊結する構造とすることを要し、単なるふたで覆う程度のものは認められない。（昭和51年4月15日 消防予第51号）
- (7) 既設の浮き屋根構造の屋外貯蔵タンクにアルミ製ドームを設置することについては、構造上も保安上も既設タンクの安全性が損なわれないことが確認できれば、危政令第23条を適用して設置することができる。
- なお、側板等の応力評価が必要不可欠であるため、タンク本体の変更とする。（平成9年10月22日 消防危第104号）
- (8) 高圧ガス施設において使用していた球型高張力特鋼板製タンクを屋外タンク貯蔵所におけるタンクとして使用することについては、当該タンクが危政令第11条各号の該当事項に適合するものであれば、認めて差し支えない。この場合における高さ、液表面積等の算定については、「球型高張力特鋼板製タンクを利用した危険物貯蔵所について」（昭和40年5月6日 自消丙予発第86号）による。
- 6 耐震、耐風圧構造（危政令第11条第1項第5号、危規則第21条）
- (1) 危規則第21条第1項の「堅固な基礎及び地盤の上」にする固定は、支柱を直接タンクにつけず、タンクに巻いたアングル等につけ、又は底板の縁を基礎にボルト等で固定する方法によること。（昭和35年7月6日 自消乙予発第2号）
- (2) 円筒型縦置タンクにおける、地震又は風圧に耐えることができる構造としての危規則第21条の規定による「固定」は、次によるものとする。
- ア タンクはボルト等で地盤又は基礎に固定させるものとする。
 - イ 高さが直径の1.5倍以下のタンクにあっては、タンクを地盤又は基礎に水平に据えた状態で固定されたものとみなす。
- ただし、タンクが河川等の近辺又は浸水のおそれのある低地帯に設けられる場合は、浮力等に耐えるように基礎にボルト等で固定するよう指導すること。この場合の「高さ」とは、地盤面からタンク頂部までの垂直距離をいう。
- (3) 貯蔵タンクの耐震及び耐風圧の構造計算の方法は次によること。
- ア 特定屋外タンク貯蔵所については、危告示に基づき算出した計算書を許可申請書に添付させること。

イ 特定屋外タンク貯蔵所以外のタンクについては、計算書を省略することができる。
ただし、高さが直径の1.5倍以上のタンクにあっては添付させること。

タンクの耐震及び耐風圧構造に係る計算については、「屋外貯蔵タンクの耐震及び耐風圧構造に係る計算例」（別記6）によること。

(4) 「支柱」とは、例えば架台式タンクの架台等でタンクの荷重を受ける部分をいうものであること。

(5) 危政令第11条第1項第5号に規定する「鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造その他これらと同等以上の耐火性能を有するもの」として、次のようなものがあること。

ア 鉄骨を、塗り厚さが4cm（軽量骨材を用いたものについては3cm）以上の鉄網モルタル、厚さが5cm（軽量骨材を用いたものについては4cm）以上のコンクリートブロック又は厚さが5cm以上のれんが、若しくは石で覆ったもの。（昭和40年10月26日自消乙予発第20号）

イ 鉄骨を厚さが3cm以上の吹付岩綿で覆ったもの（建基法に基づく1時間耐火以上の個別指定を受けているものに限る。）。

（参考：タンク支柱の耐火構造について 昭和46年1月5日 消防予第2号質疑）

7 異常内圧放出（放爆）構造（危政令第11条第1項第6号）

(1) 「内部のガス又は蒸気を上部に放出することができる構造」は、次のいずれかによること。

ア 屋根板を側板より薄くし、屋根の補強材等に接合しないこと。

イ 屋根板と側板との接合は、側板相互間及び側板と底板との接合より弱いもの（片面溶接等）とすること。

ウ 横置型タンクについては、タンク上部に局部的に弱い接合部分を設け、異常に上昇した圧力を放出すること。この場合、圧力を放出するために十分な面積を有すること。

(2) 固定屋根付き浮き屋根式タンクの固定屋根の取付け方法は放爆構造を必要とする。（昭和48年8月2日 消防予第118号）

8 外面塗装（危政令第11条第1項第7号）

ステンレス鋼板その他腐食し難い材料で造られているタンクについては、さび止めのための塗装を要しないものとして差し支えない。（平成10年3月16日 消防危第29号を準用）

9 底板の防食（危政令第11条第1項第7号の2、危規則第21条の2）

危政令第11条第1項第7号の2に規定する「底板の外面の腐食を防止するための措置」は、次によること。

(1) アスファルトサンドの材質及び施工方法は、「アスファルトサンド及び雨水浸入防止措置に関する基準」（別記7）によること。

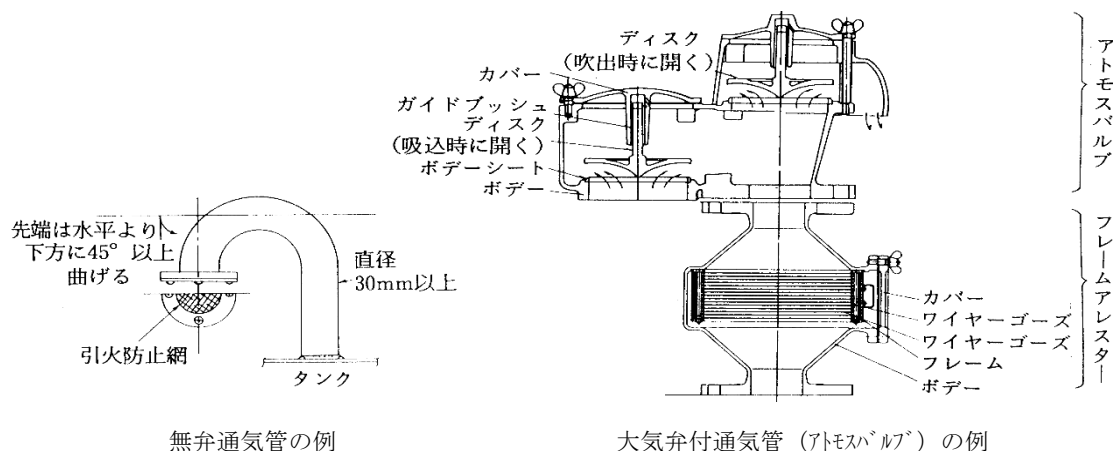
- (2) タンクの底板を地盤面に設置するものにあつては、「アスファルトサンド及び雨水浸入防止措置に関する基準」（別記7）に定めるところにより、タンク底板の下への雨水浸入防止措置を講じること。（昭和54年12月25日 消防危第169号 別記2）

10 通気管、安全装置（危政令第11条第1項第8号、危規則第19条、第20条第1項）

- (1) 通気管は、次によること。

ア 通気管の口径及び設置個数は、タンクに出入りする危険物の量に応じて、それぞれ当該タンクに影響を及ぼさない大きさ及び個数とすること。

イ 引火防止網は、40メッシュ以上とすること。

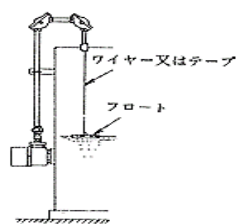


- (2) 安全装置は、製造所の基準 第5 14の例によること。
- (3) 浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクの特別通気口にあつては、「浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクに係る技術基準の運用について」（平成24年3月28日消防危第88号）によること。
- ただし、特別通気口の通気量が日本高圧力技術協会規格G-107に示される通気量を満足することが確認できれば、平成24年3月28日消防危第88号通知に示す必要設置個数の計算式によらないこととして差し支えない。（平成29年5月18日消防危第104号）
- (4) 浮き蓋付屋外貯蔵タンクの浮き蓋と固定屋根間のガス濃度を爆発下限界以下とするための下記いずれにも適合する通気口を設ける場合は、引火防止装置を設置する必要はない。（昭和60年7月4日 消防危第84号）
- ア タンクの外周が4等間隔（4等間隔が10mを超える場合は10m）毎に通気口を設け、かつ、その合計面積がタンクの直径1m当たり0.06㎡以上のもの。
- イ 固定屋根頂部に面積300cm²の通気口を設けたもの。

11 自動表示装置（危政令第11条第1項第9号）

- (1) 「危険物の量を自動的に表示する装置」には、次のようなものがあること。

ア 気密とし、又は蒸気がたやすく発散しない構造とした浮子式計量装置（昭和37年4月6日 自消丙予発第44号）



浮子式計量装置の例

イ 電気作動方式、圧力作動方式又はラジオアイソトープ利用方式による自動計量装置

ウ 連通管を使用した方式による自動計量装置（ガラス製のものを除く。）

- (2) 注入口の位置において計量装置の確認が困難なタンクにあっては、計量装置の位置と注入口の位置との間に連絡装置（液位指示警報器、専用電話、インターホン、応答ブザー等）を設けること。
- (3) セーフティフロートスイッチ等を設け、あふれない措置を講じたとしても、自動表示装置の設置を免除することはできない。（昭和46年1月5日 消防予第8号）
- (4) 自動表示装置に電気設備を設けるものにあっては、当該設備は「電気設備の基準」（別記2）によること。

12 注入口（危政令第11条第1項第10号、危規則第18条第2項）

- (1) 注入口は、タンクとの距離に関係なくタンクの附属設備として規制すること。
- (2) 注入口は、防油堤内に設けること。ただし、注入口の周囲に、危険物の流出を防止するための囲い（漏れた危険物等が拡散しないよう有効な大きさのためます等を設けるとともに、危険物が地盤に浸透しない構造とすること。）を設ける場合等にあっては、この限りでない。
- (3) 危政令第11条第1項第10号イに規定する「火災の予防上支障のない場所」は、次によること。
 - ア 可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所（階段、スロープ、ドライエリア等の付近の場所）以外の屋外の場所であること。
 - イ 周囲に火気を取り扱う設備等がない場所であること。
 - ウ 周囲に延焼する危険がある建築物等がない場所であること。
- (4) 危政令第11条第1項第10号二の「ガソリン、ベンゼンその他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」とは、引火点が70℃未満の非水溶性液体の危険物等をいうものであること。
- (5) 危政令第11条第1項第10号二の「静電気を有効に除去するための接地電極」は、次に掲げるところにより設けること。
 - ア 接地抵抗値は、1,000Ω以下であること。
 - イ 接地導線は、機械的に十分な強度を有する太さのものとする。

- ウ 接地端子は、移動貯蔵タンクの接地導線と有効に接地ができる構造とし、取付位置は、可燃性蒸気が漏れ又は滞留するおそれがある場所以外の場所とすること。
- エ 接地端子及び接地電極は、銅等の導電性及び耐腐食性を有する金属を用いること。
- オ 接地端子の取付箇所には、「屋外貯蔵タンク接地端子」等と表示すること。
- カ 接地電極は、注入口付近にあれば、避雷設備の接地極と兼用しても差し支えない。
(平成元年7月4日 消防危第64号)

(6) 注入口に設ける掲示板は、次によること。

- ア 2以上の注入口が1か所に群をなして設けられる場合、注入口である旨の掲示板は当該注入口群に一の掲示板を設けることをもって足りるものであること。(昭和40年10月26日 自消乙予発第20号)

この場合において、表示する危険物の品名は、当該注入口群において取り扱う危険物のうち表示を必要とするものを掲示することをもって足りる。また、各注入口から注入される危険物の品名と受入側のタンクが掲示板の表示により識別できるような措置(注入口に番号を付し、掲示板の品名欄には各注入口別の品名及び関係するタンク番号等を記載する等の措置)を講じること。

- イ 危政令第11条第1項第10号ホに規定する「市町村長等が火災の予防上当該掲示板を設ける必要がないと認める場合」とは、注入口がタンクの直近にあり、当該タンクの注入口であることが明らかである場合等をいうものであること。(昭和40年10月26日 自消乙予発第20号)

13 ポンプ設備(危政令第11条第1項第10号の2、危規則第21条の3)

- (1) ポンプ設備は危政令第9条第1項第1号の規定による保安距離については適用しない。
- (2) 引火点が40℃未満(ただし第4類アルコール類を除く。)の危険物を貯蔵し、動力を用いて危険物を注入しなければならないタンクにあっては、注入口側に受け入れのためのポンプ設備を設けるよう指導すること。
- (3) ポンプ設備は屋外タンク貯蔵所の一部分であることから、当該屋外タンク貯蔵所の保有空地内に設けることは差し支えないこと。なお、防油堤内に設けないよう指導すること。(昭和40年10月26日 自消乙予発第20号)ただし、やむを得ないと認められる場合には、二次防油堤に設けることができる。この場合、ポンプ設備の位置は、当該防油堤の高さ以上とすること。
- (4) ポンプ設備の周囲空地(3m以上)内に当該ポンプ設備が属する屋外タンク貯蔵所のタンク、防油堤等(屋外タンク貯蔵所の防油堤、ポンプ設備のための照明設備、配管支持物)が設けられていても差し支えないものであること。例えば、タンクの保有空地の幅が3m以上の場合にあっては、タンクとポンプ設備との間の距離は1m以上あればよいこと。(昭和40年10月26日 自消乙予発第20号)

また、必要なポンプ空地はポンプケーシング、モーター等を起点にとること。

- (5) ポンプ設備の基礎は、鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するものとする。また、囲い内のポンプ設備の高さは周囲に設ける囲いの高さ以上とすること。
- (6) 危政令第11条第10号の2イに規定する「防火上有効な隔壁を設ける場合」とは、次のいずれかによること。
- ア ポンプ設備を屋外の場所に設けるときは、空地を保有することができない部分に高さ2m以上の障壁を設けること。
- イ ポンプ設備をポンプ室内に設けるときは、空地を保有することができない部分の外壁を開口部がない障壁とすること。その場合においては、屋根裏まで完全に仕切ること。障壁の構造は、製造所の基準 第5 1 (7) の例によること。
- (7) ポンプ設備に設ける掲示板については、注入口の場合と同様の取扱いとすること。
(昭和40年10月26日 自消乙予発第20号)
- (8) 2以上のタンクに係るポンプ設備の規制上の取扱いについては、次によること。
- ア 2以上のポンプ設備が1か所に群をなして設置されるときは、当該2以上のポンプ設備の群をもって、一のポンプ設備とすること。したがって、当該ポンプ設備は、その属するすべてのタンクのポンプ設備としての性格を有することとなるので、その属するどのタンクの保有空地内におくことも可能であり、また、どのタンクとの距離もタンクの保有空地の幅の3分の1以上でなければならないこと。この場合、設置、変更の許可等の取扱いについては、出火危険又は容量等から判断して主たる屋外タンク貯蔵所のポンプ設備として規制すること。(昭和40年10月26日 自消乙予発第20号)
- イ 一のポンプ設備が2以上の屋外タンク貯蔵所に兼用されるときは、同一の品名のものに限り認められるものであること。この場合、設置、変更の許可等の取扱いについては、出火危険又は容量等から判断して主たる屋外タンク貯蔵所のポンプ設備として規制すること。
- ウ ポンプ設備に設ける掲示板は、1つの掲示板とし、各ポンプを通過する危険物の品名と受入側又は送り先のタンクが掲示板の表示により識別できるような措置（ポンプに番号を付し、掲示板の品名欄には、各ポンプ別の品名及び関係するタンク番号等を記載する等の措置）を講じること。
- (9) ポンプ室は、次によること。
- ア 屋根は、製造所の基準 第5 5の例によること。
- イ ためますは、予想される危険物の流出量に応じた大ききとするとともに、製造所の基準 第5 7(1)、(3)及び(4)の例によること。
- ウ 換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備は、「換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備の設置基準」（別記1）によること。
- エ 人が中に入ることができない小さなポンプ室の照明、換気及び蒸気排出の設備は、次によることができる。
- (ア) 有効な採光を確保することにより、照明設備を設けないことができる。

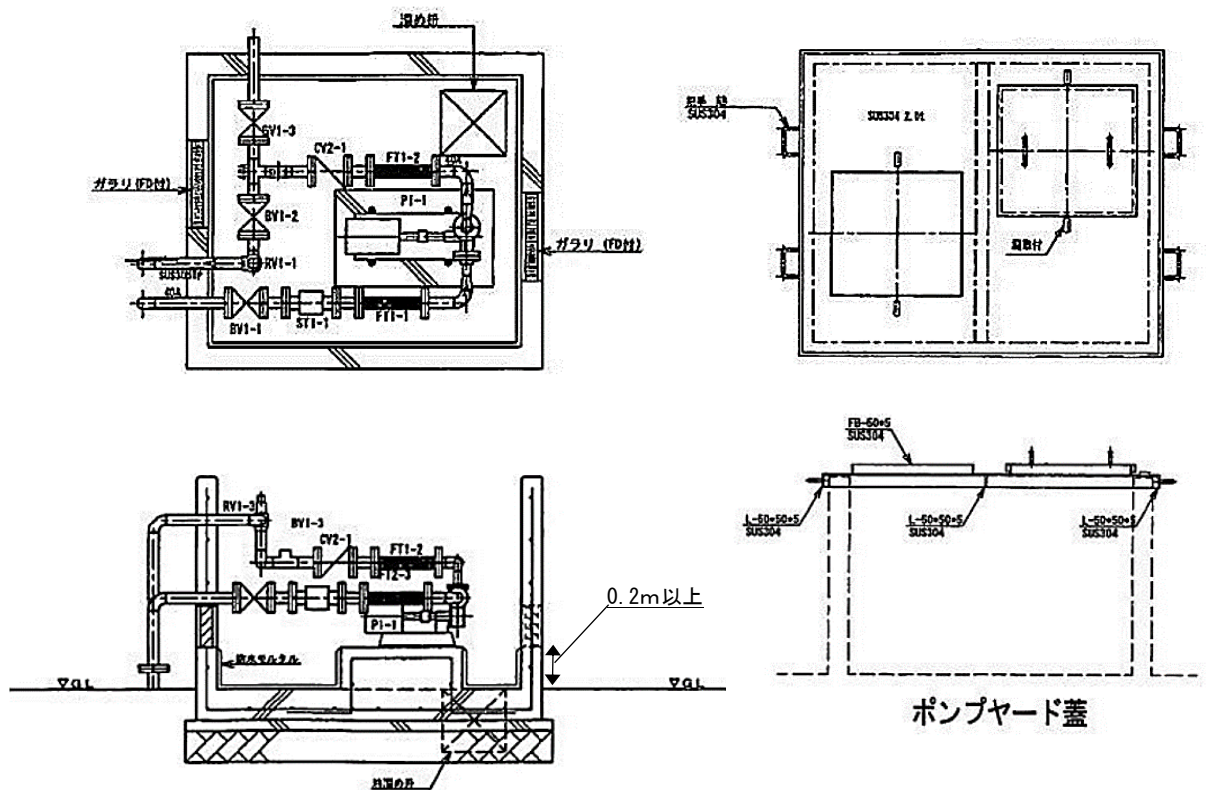
(イ) 取り扱う危険物の引火点が40℃以上の場合は、次によることができる。

a 換気設備は、自然換気（防火ダンパー及び引火防止網は必要なし）とすることができる。

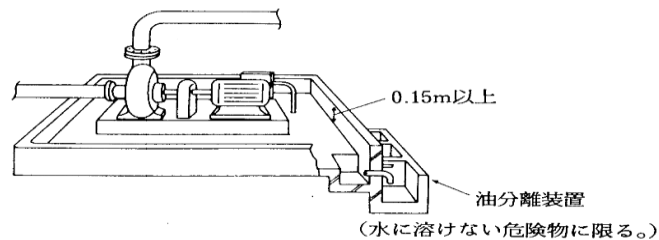
b 可燃性蒸気が滞留するおそれはないものとし、蒸気排出設備を設けないことができる。

(ウ) 取り扱う危険物の引火点が40℃未満の場合の換気及び蒸気排出の設備は、取扱い状況（ポンプ基数、使用頻度）等や周囲の状況（延焼のおそれ、可燃性蒸気滞留のおそれ）等に応じ、火災予防上安全なものとしたときは、「換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備の設置基準」（別記1）の基準によらないことができる。

・ 人が中に入ることができない小さなポンプ室の例



(10) ポンプ室以外の場所に設けるポンプ設備の周囲に設けられる「高さ0.15m以上の囲い」及び油分離装置は、製造所の基準 第5 10の例によること。



屋外のポンプ設備の例

(11) ポンプ及びこれに附属する電動機の周囲には、点検、修理のための空間を確保すること。

(12) ポンプ設備を鋼板で造られた外箱に収納する場合で、次のアのすべてに適合する場合は、次のイによることができる。

ア 適用条件

(ア) 外箱の大きさは必要最小限とするとともに、ポンプの維持管理を行うことができる構造とすること。ただし、注入口、液面計等当該施設に必要な設備は、同一の外箱内にポンプ設備と鋼板で仕切り、設置することができる。

(イ) 外箱の底部（高さ0.15m以上）は、危険物の漏れない構造とすること。

(ウ) 外箱は、ポンプ設備の温度上昇を防止するために有効な通風の措置を講じること。

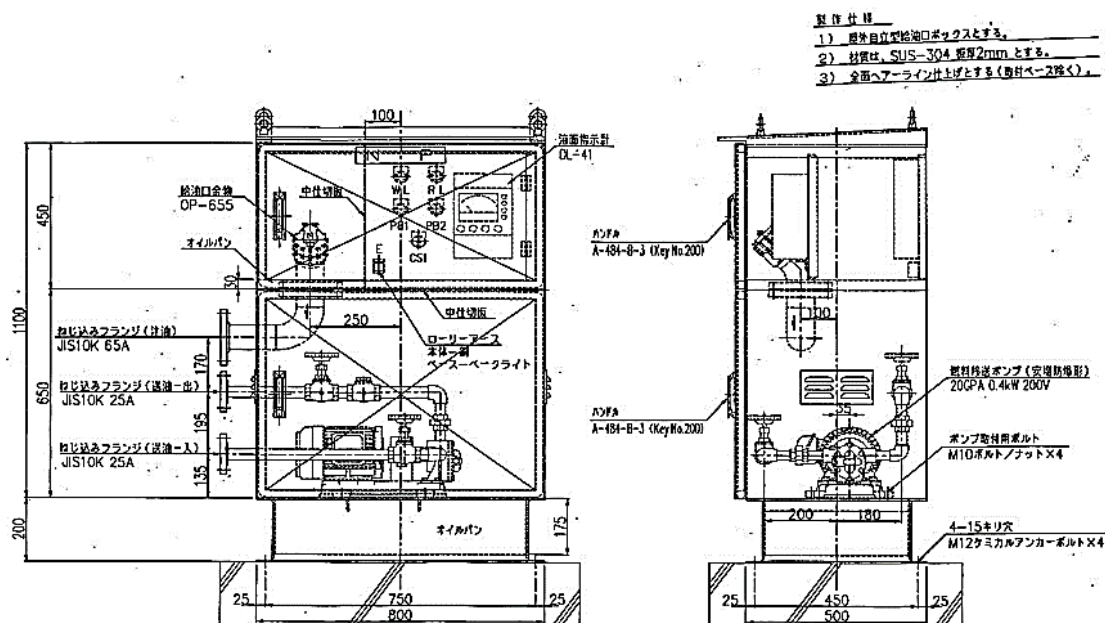
イ 外箱に収納されたポンプの取扱い

(ア) 当該ポンプ設備は屋外にあるポンプ設備とする。

(イ) 外箱の底部をもって、ポンプ設備直下に設ける流出防止の囲い及び貯留設備として取り扱う。

(ウ) 油分離装置を設けないことができる。

(エ) 危政令第11条第1項第10号の2の屋外に設けるポンプ設備に係る各規定（ルは除く。）は適用する。



14 弁（危政令第11条第1項第11号）

(1) 「屋外貯蔵タンクの弁」とは、屋外貯蔵タンクの第1弁（以下「元弁」という。）をいうものであり、危険物配管の元弁のほか水抜弁等の元弁も含まれるものであること。ただし、タンクの最高液面より上部（気相部）に設けられ、常時液圧を受けることのない元弁は除くものとする。

- (2) 弁の材質として鋳鋼（JIS B 2071）以外のものを用いるときは、チタン、ジルコニウムその他、次に掲げる規格に適合するもの又はこれらと同等以上の機械的性質を有するものとする。こと。（昭和35年3月31日 国消乙予発第23号、昭和37年4月6日自消丙予発第44号、平成元年7月4日 消防危第64号）

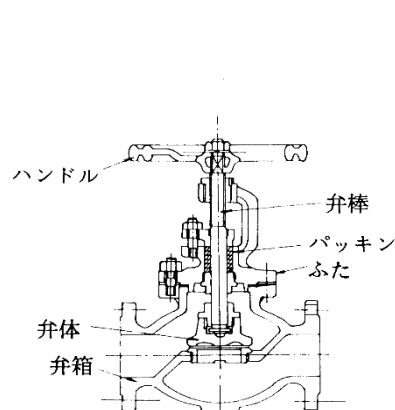
ア JIS G 5705 黒心可鍛鉄品（FCMB34-10、FCMB37、FCMB35） ※ 旧JIS G 5702

イ JIS G 5502 球状黒鉛鋳鉄品（FCD400、FCD450）

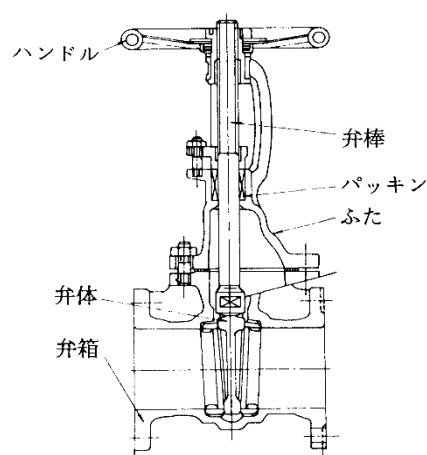
ウ JIS G 5121 ステンレス鋼鋳鋼品（SCS）

エ JIS G 3201 炭素鋼鍛鋼品（SF）

オ 陶磁製品（耐酸性を必要とする場合に限る）



玉形弁の例



仕切弁の例

15 水抜管（危政令第11条第1項第11号の2、危規則第21条の4）

- (1) タンク底部を基礎・地盤面に接して設けるものは、地震等の際にタンクの挙動により水抜管とタンク結合部分が破損しないよう、水抜管及びドレンピットをタンク底部に設けないこと。（昭和58年9月29日 消防危第89号）
- (2) 水抜管の水抜きのために使用し、目的外の使用は避けるよう指導すること。（平成14年1月21日 消防危第16号）

16 配管（危政令第11条第1項第12号）

配管は、製造所の基準 第5 19の例によること。

17 緩衝装置（危政令第11条第1項第12号の2）

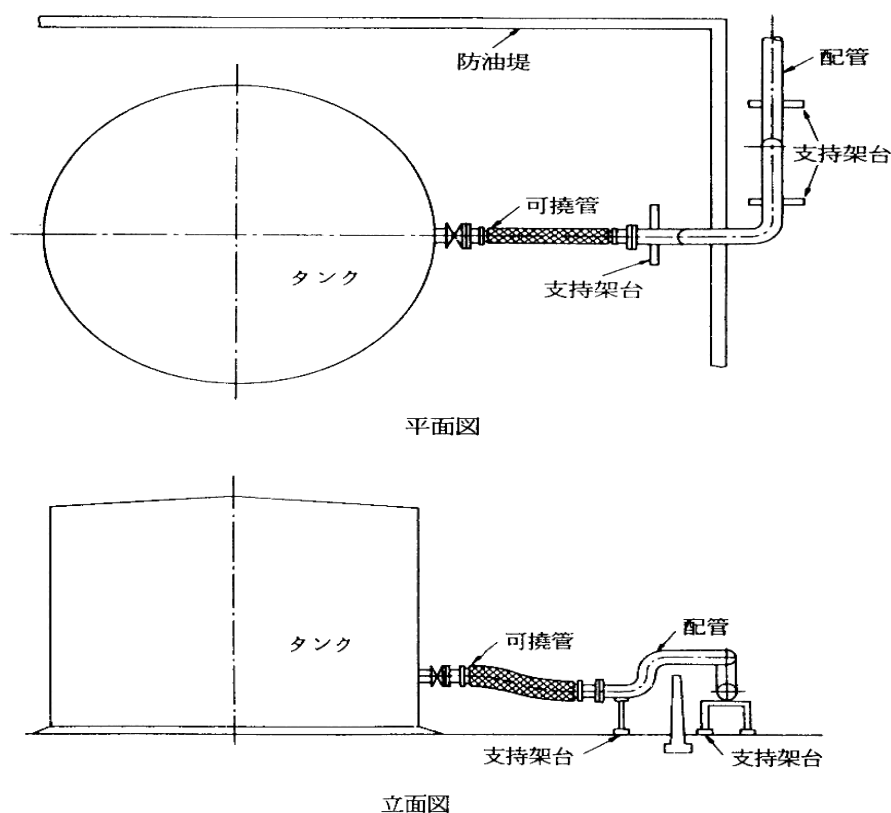
- (1) 「配管とタンクとの結合部分に損傷を与えない」ための措置として可撓管継手を使用するときは、次によること。（昭和56年3月9日 消防危第20号）
- ア 可撓管継手は、原則として最大常用圧力が1MPa以下の配管に設けること。

イ 可撓管継手は、「可撓管継手の設置等に関する運用基準について」（昭和56年3月9日 消防危第20号）、「可撓管継手の基準について」（昭和56年10月21日 消防危第138号）、「可撓管継手の設置等に関する運用基準の取扱いについて」（昭和56年8月14日 消防危第107号）及び「可撓管継手に関する技術上の指針の取扱いについて」（昭和57年5月28日 消防危第59号）に適合するものであること。

なお、（一財）日本消防設備安全センターにおいて、可撓管継手の性能評定を行っており、可撓管継手を設置する際は当該評定の合格品を用いるよう指導すること。

ウ フレキシブルメタルホース、ユニバーサル式ベローズ形伸縮管継手等軸方向の許容変位量が極めて小さい可撓管継手は、配管の可撓性を考慮した配管の配置方法との組合せ等により、地震時等における軸方向変位量を吸収できるよう設置すること。

（次図参照）



配管の屈曲による軸方向変位量の吸収措置例

エ ベローズを用いる可撓管継手は、移送する危険物の性状に応じて腐食等のおそれのない材質のベローズを用いたものであること。

オ 可撓管継手の設置は、次によること。

- (ア) 可撓管継手は、圧縮又は伸長して用いないこと。
 - (イ) 可撓管継手は、当該継手にねじれが生じないように取り付けること。
 - (ウ) 可撓管継手は、当該継手の自重等による変形を防止するため、必要に応じ、適切な支持架台により支持すること。
 - (エ) 可撓管継手は、温度変化等により配管内の圧力が著しく変動するおそれのある配管部分には設けないこと。
- (2) 配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないための措置として、可撓管継手以外の管継手を用いるときは、予防課と協議すること。

18 緊急遮断弁（危政令第11条第1項第12号の3）

「特定屋外タンク貯蔵所における緊急遮断弁に係る運用について」（平成10年3月20日 消防危第31号）によること。その場合において、容量1万kL以上の特定屋外貯蔵タンクに接続するサンプリング配管、ドレン配管等は使用時に必ず係員がバルブ直近に配置されるので、危険物を移送する配管以外の配管とみなして差し支えない。（平成11年6月15日 消防危第58号）

なお、容量が1万kL未満の屋外貯蔵タンクの配管にも、当該配管とタンクとの結合部分の直近に、非常の場合に閉鎖することができる弁（遠隔操作できるものに限らない。）を設けるよう指導すること。

19 電気設備（危政令第11条第1項13号）

「電気設備の基準」（別記2）によること。

20 避雷設備（危政令第11条第1項第14号、危規則第13条の2の2）

- (1) 製造所の基準 第5 17の例によること。
- (2) JIS A 4201「建築物等の雷保護」では、接地極の材料として、銅板、溶融亜鉛メッキ鉄板等を定めているが、次に掲げる場合のようにタンクと接地極の相互が電氣的に接続されているときは、タンク側板（鋼板）の腐食を防止するため、接地極の材料として銅板を使用せず、溶融亜鉛メッキ鉄板等の鉄よりもイオン化傾向の大きいものを使用するよう指導すること。
 - ア タンク側板を突針部に代えている場合
 - イ 独立避雷針の接地極とタンクとが架台等を通じ、電氣的に接続されている場合
- (3) 屋外タンク貯蔵所の避雷設備について、平成24年7月1日以前に設置されたものについては、JIS A 4201（1992）「建築物等の避雷設備（避雷針）」に適合することとする。（平成23年12月21日 消防危第295号）
- (4) 屋外貯蔵タンクを受電部システムとして利用することは、原則として差し支えないが、保護レベルは原則レベル1とすること。なお、タンク本体を構造体利用し、受電部としているタンク（材質は鉄）の板厚は4.0mm以上必要であること。（平成17年1月14日 消防危第14号）

21 防油堤（危政令第11条第1項第15号、危規則第22条）

- (1) 防油堤の構造は、「防油堤の構造等に関する運用基準」（昭和52年11月14日 消防危第162号、昭和53年4月13日 消防危第52号）及び「防油堤の細部審査基準」（別記8）によること。
- (2) 防油堤内の地盤面は、原則鉄筋コンクリート等で舗装するよう指導すること。
ただし、危険物施設に危害を与えないもので、かつ消防活動上支障のない常緑草（ホワイトクローバー等）であれば、緑化のため認めて差し支えない。（昭和49年9月12日 消防予第111号）
- (3) 危規則第22条第2項第14号に規定する「弁等の開閉状況が容易に確認できる」とは、防油堤周囲の構内道路上等から弁の開閉状況が目視により容易に確認できることをいうものであること。（昭和52年7月25日 消防危第113号、昭和52年9月9日 消防危第136号）
- (4) 防油堤の水抜口について、スイングジョイントを用いた排水管操作をする設備は、危規則第22条第2項第13号に規定する「水抜口を開閉する弁」とは認められないが、当該機能から危政令第23条を適用し、その設置を認めて差し支えない。
また、危規則第22条第2項第14号に規定する「弁等の開閉状況が容易に確認できる装置」についても危政令第23条を適用し、その機能を有していると認めて差し支えない。ただし、有効な防食措置をすること。（昭和52年3月28日 消防危第50号）
- (5) 危規則第22条第2項第12号ただし書の「防油堤等に損傷を与えないよう講じる必要な措置」は、「防油堤の構造等に関する運用基準について」（昭和52年11月14日 消防危第162号）第4によること。なお、防油堤の貫通部の内側及び内外の両側に金属製可撓式管継手を用いてはならない。（昭和52年3月17日 消防危第39号）
- (6) 防油堤の位置及び面積については次によること。（昭和37年4月6日 自消丙予発第44号）
 - ア 保有空地の幅の算定は、タンクを起点とすることから防油堤内の空地も保有空地に含まれる。ただし、消火活動上必要最小限度の空白地は、防油堤外に保有することが望ましい。
 - イ 防油堤と屋外貯蔵タンクとの間隔は、タンク高さによって異なるが、沸騰などによってタンク上部から危険物があふれた場合に防油堤の外に出ないような距離が必要である。
 - ウ 1の防油堤内に2以上の屋外タンクを設ける場合においては、それらの貯蔵量の合計は、30,000kL程度を制限とするがその量以下であっても、消防活動上及び延焼防止の見地から設置個数が過大となるのは好ましくない。
 - エ 危規則第22条の規定に適合し、かつイの要件に合致する場合は、一般的には、防油堤内の面積が狭い方が有効である。
- (7) 危規則第22条第2項第8号ただし書に規定する「引火点200℃以上の危険物を貯蔵する屋外貯蔵タンク」については、当該タンク側板と防油堤内面との距離を0.5m以上確保するよう指導すること。

- (8) 危規則第22条第2項第8号の表中に規定する「タンクの高さ」については、防油堤内の地盤面からタンクの側板又は胴板の最上部までの高さとし、角型タンクにあってはタンク頂部までの高さとする。
- (9) 危規則第22条第2項第5号ただし書の適用及び同項第6号に規定する「消火活動に支障がないと認められる道路又は空地」については、少なくとも屋外貯蔵タンクの一面が4m以上の幅を、その他の面が1m以上の幅をそれぞれ有する道路又は空地に面することとする。
- (10) 防油堤には、おおむね20m以内ごとに伸縮目地を設けるものとし、目地部分には、銅等の金属材料の止液板を設けること。ただし、長さが20m以内である辺の防油堤については、伸縮目地を設けないことができる。（昭和52年11月14日 消防危第162号、平成10年3月20日 消防危第32号、平成10年3月25日 消防危第33号、平成10年10月13日 消防危第90号）
- (11) 止水板として塩化ビニール板を用いることは認められない。また、目地部分の充填には、アスファルト相当の物性を持つものを使用すること。（昭和47年1月7日 消防予第5号）

22 歩廊橋

歩廊橋（屋外貯蔵タンク間の連絡歩廊をいう。）は設けないよう指導すること。（昭和58年9月29日 消防危第89号、平成8年10月15日 消防危第125号）

23 タンク冷却用の散水設備

タンク冷却用の散水設備を設ける場合は、『「タンク冷却用散水設備に関する運用指針」及び「屋外タンク貯蔵所に係る防火へい及び水幕設備の設置に関する運用基準」について』（昭和55年7月1日 消防危80号）の別添1「タンク冷却設備に係る運用指針」によること。（参考：屋外タンク貯蔵所に係る水幕設備について（昭和54年1月5日 消防危第2号））

24 その他

- (1) 屋外貯蔵タンク（屋内貯蔵タンク及び地下貯蔵タンクにおける場合を含む）に接続してサービスタンクを設ける場合は、屋外貯蔵タンクへ通じる戻り管を設けさせるよう指導し、戻り配管の径は、送り配管の1.5倍を目安とすること。ただし、状況によりフロートスイッチ等の満量自動制御装置を設けた場合は、この限りでない。
- (2) 屋外タンクの加熱及び保温・保冷の設備については、次によること。

ア 「加熱」

（参考：昭和37年4月6日 自消丙予発第44号、昭和49年1月8日 消防予第19号、昭和55年10月15日 消防危第126号）

- (ア) 屋外貯蔵タンクの加熱設備は、直火を用いない構造とし、原則としてジャケット、コイル又は配管等による蒸気、温水等を利用した加熱方法とすること。

(イ) 屋外貯蔵タンクの内部に加熱設備を設ける場合（貯蔵する危険物が引火点以上に加熱されない場合を除く。）にあっては、当該タンクの危険物が連続加熱により引火点以上に加熱されない液熱量を保持する液量を最低液面高とし、この最低液面高以下になる場合に自動的に警報を発し、又は加熱装置の熱源を遮断する装置を設けること。

(ウ) 屋外貯蔵タンクの内部に設ける加熱設備は、（イ）によるほか次によること。

a 液体又は蒸気による加熱にあっては、当該タンク付近で容易に操作ができる位置に加熱媒体の供給を停止できる閉鎖弁を設けること。

b 電気による加熱にあっては、危険物の温度が異常に上昇した場合に加熱装置のタンク取付部において、溶融又は脱落が生じない構造とすること。

(エ) 第4類第3石油類（C重油等）を貯蔵する屋外貯蔵タンクの加熱設備は、蒸気加熱を原則とするが、自動温度調節装置がついている場合は、他の間接加熱装置であっても差し支えない。

イ 「保温・保冷」

（昭和43年4月23日 消防予第127号、昭和43年7月23日 消防予第174号、昭和45年11月25日 消防予第237号、昭和47年2月10日 消防予第56号、昭和51年12月24日 消防危第119号）

(ア) 保温材及び保冷材は、石綿、けいそう土、ロックウール、グラスウール、パーライト、けい酸カルシウム又は耐火断熱レンガ等の不燃性を有する材料を使用するものとし、その他の難燃性成形品（ウレタンフォームを除く。）を使用する場合にあっては、外装材として鉄板等の不燃材料で被覆すること。

(イ) 保温材としてウレタンフォームを使用する場合は、「保温材としてウレタンフォームを使用する屋外タンク貯蔵所の取扱いについて」（昭和51年9月3日 消防危第51号）の例により行うこと。

(3) 屋外タンク貯蔵所の建て替えや移設については、次によることとする。

ア 屋外タンク貯蔵所のタンク本体のみを建て替える場合、建て替えた後の屋外貯蔵タンク直径（横型のタンクにあっては、縦及び横の長さ）及び高さが建て替え前のものと同規模以下である場合は、変更許可申請によるものである。（平成10年10月13日 消防危第90号、平成11年6月15日 消防危第58号）

イ 同一敷地内で屋外貯蔵タンクを移設する場合は、屋外タンク貯蔵所の位置の変更とし、変更許可申請によるものである。（昭和52年12月12日 消防危第167号）

第4 特定屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

第3の基準（6を除く。）によるほか、以下のとおりである。

1 基礎・地盤

（危政令第11条第1項第3号の2、危規則第20条の2、第20条の3、危告示第4条の3から第4条の16まで）

- (1) 特定屋外タンク貯蔵所の基礎・地盤に係る技術基準は「危険物規制事務に関する執務資料（屋外タンク貯蔵所及び一般取扱所関係）の送付について」（平成11年6月15日 消防危第58号）によること。
- (2) 危規則第20条の2第2項第2号イ関係（天然地盤の堅固さを確認するための試験）、第20条の2第2項第2号ロ(3)関係（改良地盤のうち、粘性土地盤に対する圧密度試験）、第20条の2第2項第2号ロ(3)関係（改良地盤のうち、砂質土地盤に対する標準貫入試験）、第20条の2第2項第4号関係（基礎の堅固さを確認するための平板載荷試験）及び第20条の2第2項第6号関係（危告示第4条の11第3項第3号のタンク側板直下に設ける砕石リングに対する平板載荷試験）は「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（昭和52年3月30日 消防危第56号）によること。
- (3) 特定屋外貯蔵タンクに杭又はリングを用いる場合において、特定屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤に関する規制については、「杭又はリングを用いた特定屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤に関する運用基準について」（昭和57年2月22日 消防危第17号、平成元年9月22日 消防危第90号）によること。この場合、高度の専門技術的判断が必要となるので危険物保安技術協会の技術援助を求めること。また、消防機関にあっては、必要に応じ、立会い又は写真等の資料の提出により実態を把握し安全性の確認に努めること。（昭和57年2月22日 消防危第17号、平成元年9月22日 消防危第90号）
- (4) 危規則第20条の2第2項第2号ハの「イ又はロと同等以上の堅固さを有するもの」として深層混合処理工法を用いた地盤にあっては、「深層混合処理工法を用いた特定屋外貯蔵タンクの地盤の運用基準について」（平成7年11月2日 消防危第150号）によること。
- (5) 「屋外タンク貯蔵所の保安点検等に関する基準について（基礎修正、沈下）」（昭和50年5月20日 消防予第52号）によること。
- (6) 「屋外タンク貯蔵所の地震対策等について（基礎補強）」（昭和54年12月25日 消防危第169号）によること。
- (7) 「屋外タンクについての各質疑」（平成11年6月15日 消防危第58号）によること。

2 タンクの構造

（危政令第11条第1項第4号、危規則第20条の4、第20条の5、危告示第4条の16の2から第4条の21まで及び第79条）

- (1) 危規則第62条の5第1項に規定する保安のための措置（危規則第62条の2の2）は「容量が1万kL未満の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検の時期等に関する運用について」（平成12年3月21日 消防危第31号）の別添1「容量が1万kL未満の特定屋外貯蔵タンクについての保安のための措置に関する指針」によること。
- (2) 特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止するためのコーティングについては、「特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止するためのコーティングに関する指針について」（平成6年9月1日 消防危第74号）によること。

- (3) 危告示第4条の20第1項に掲げる地震の影響によるタンク本体の安全性確認については、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について」（昭和58年4月28日 消防危第44号）第2によること。
- (4) 危告示第4条の20第2項第1号口の「直接基礎型式」とは、盛土基礎及びリング基礎をいうものである。（昭和58年4月28日 消防危第44号）
- (5) 危告示第4条の20第2項第3号において、特定屋外タンク貯蔵所の存する敷地又はその周辺で得られた強震計地震動記録等に基づき、を求めることとされているが、過去の地質調査結果等から特定屋外タンク貯蔵所の存する敷地と地盤特性が同様と考えられる地点の地震動記録であれば活用して差し支えない。（平成17年3月31日 消防危第67号）

3 水張試験等における測定（危規則第20条の10）

水張試験等の際に行う側板最下端の水平度及び底部の凹凸状態の測定の方法及び留意事項は、「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（昭和52年3月30日 消防危第56号）（以下「昭和52年3月30日 消防危第56号」という。）第4 4によること。

4 溶接部

（危政令第11条第1項第4号の2、危規則第20条の6から第20条の9まで、危告示第4条の21の2）

- (1) 「溶接施工方法」は、昭和52年3月30日消防危第56号内の第4 2(3)に掲げる溶接施工方法確認試験により確認されたものでなければならない。また、溶接を行う者は昭和52年3月30日消防危第56号内の第4 2(2)に掲げる者であること。
- (2) 溶接部の試験を行う箇所、方法及び留意事項は、昭和52年3月30日 消防危第56号第4 3によること。
- (3) 危告示第4条の21の2第1項第1号に規定されている「これに準ずるもの」については、「特定屋外タンクの溶接施工方法確認試験について」（平成9年9月1日 消防危第89号）によること。
- (4) 屋外貯蔵タンクに係る漏れ試験について（令和2年3月27日 消防危第89号）
JIS Z 2330「非破壊試験—漏れ試験方法の種類及びその選択」に規定する漏れ試験は、規則第20条の9に規定する「真空試験、加圧漏れ試験、浸透液漏れ試験等」に含まれるとして差し支えない。

5 浮き屋根付特定屋外タンク貯蔵所

（危政令第11条第1項第11号の3、危規則第20条の4第2項第3号、危告示第4条の21の3から第4条の22）

- (1) 浮き屋根を設ける場合は「特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の構造等に係る運用指針について」（平成19年10月19日 消防危第242号）によること。

- (2) 危告示第4条の21の4の各荷重及び応力については、平成17年1月14日 消防危第14号 第1により算出することができるもの。(参考通知：平成18年6月30日 消防危第157号)
- (3) 危告示第4条の22第1号ハに規定する溶接方法は、「特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の改修等について」(平成19年3月28日 消防危第64号)によること。
- (4) 危告示第4条の22第1号ハにおいて、「浮き屋根の浮き部分の溶接及び浮き部分と当該浮き部分以外の部分との溶接は完全溶け込み溶接又はこれと同等以上の溶接強度を有する溶接方法による溶接とすること」とされているが、コンプレッションリングとデッキの重ね継手について、両面を連続隅肉溶接することとして差し支えない。(平成17年3月31日 消防危第67号)
- (5) 危告示第4条の21の3に規定する特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根は、一次及び二次のモードを考慮した液面揺動の影響によって浮き屋根に作用する荷重により、外周浮き部分に生じる応力が許容応力以下であることとされているが、既存の浮き屋根の耐震強度検討に必要な浮き屋根の浮き室の板厚については、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(平成17年12月19日 消防危第295号)に掲げる方法により測定することとしてよい。

6 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

(危政令第11条第2項、危規則第22条の2、第22条の2の2、危告示第4条の23の2から第4条の23の8まで)

- (1) 浮き蓋を設ける場合は「浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクに係る技術基準の運用について」(平成24年3月28日消防危第88号)によること。
- (2) 危規則第20条の4第2項第3号及び危告示第4条の21の3の規定により浮き屋根が液面揺動により損傷を生じない構造を有しなければならない屋外貯蔵タンクには、浮き蓋付固定屋根構造の屋外貯蔵タンクは含まれない。(平成17年3月31日 消防危第67号)

第5 準特定屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

第3の基準(6を除く。)によるほか、以下のとおりである。

1 基礎・地盤

(危政令第11条第1項第3号の3・危規則第20条の3の2、危告示第4条の22の2から第4条22の9まで及び第79条)

- (1) 準特定屋外タンク貯蔵所の基礎・地盤に係る技術基準は「準特定屋外タンク貯蔵所に係る技術基準等に関する運用について」(平成11年3月30日 消防危第27号)及び「危険物規制事務に関する執務資料(屋外タンク貯蔵所及び一般取扱所関係)の送付について」(平成11年6月15日 消防危第58号)によること。

- (2) 新設の準特定屋外タンク貯蔵所で基礎に杭が用いられるもので、危規則第20条の3の2第2項第2号ロ(1)の規定に適合するものにあつては、当該基礎のスラブ部分が危告示第4条の22の7第1号の規定に適合するものであれば、当該地盤は危規則第20条の3の2第2項第2号の規定に適合するものと判断して差し支えない。(平成20年7月8日 消防危第290号)

2 タンクの構造

(危政令第11条第1項第4号、危規則第20条の4の2、第20条の5、危告示第4条の22の10、第4条の22の11、第79条)

- (1) 危告示第4条の22の10における荷重の計算方法に関しては、油種変更等により計算比重より大きな比重の内容物が入る可能性のある場合には、その予想される最大比重で計算を実施すること。(平成11年3月30日 消防危第27号)
- (2) 危告示第79条の必要保有水平耐力の算出における構造特性係数の計算については、「準特定屋外タンク貯蔵所に係る技術基準等に関する運用について」(平成11年3月30日消防危第27号)によること。

3 その他

- (1) 保安検査の底部板厚検査方法について及び補修の基準については、平成2年3月31日消防危第28号を参考にすること。
- (2) 屋外貯蔵タンクの変更工事について(令和2年3月27日 消防危第89号)
工事内容のうち、屋根の敷設やウインドガーダーの増設等を含め、重量の増加等により側板に生じる応力、底部板の保有水平耐力等の確認を要するものは、タンク本体の変更に該当するものとする。